

令和6年度から森林環境税の賦課が始まります

●問い合わせ／課税係

森林環境税って何？

森林環境税とは、『森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律』の成立に伴い、創設された国税です。この税金は、国内に住所がある個人に対して課税されます。

森林環境税導入の背景・課題

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標を達成し、土砂崩れや浸水などの自然災害を防ぐため、市町村が実施する森林整備などに必要な税源を確保する観点から創設されました。

森林整備は、国土の保全や水源のかん養等、国民が恩恵を受けるものですが、所有者の境界がわからない森林の増加、担い手の不足などが大きな課題となっています。

非課税対象者

次に当てはまる人については、森林環境税が課税されません。

- 賦課期日(1月1日)現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- 賦課期日(1月1日)現在、障がい者や未成年、寡婦またはひとり親の控除があり、前年中の合計所得が135万円以下の人
- 扶養親族がなく、前年の合計所得が38万円以下の人
- 扶養親族があり、前年の合計所得が次の金額以下の人
38万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+10万円+16万8千円

賦課・納税額

令和6年度分の町道民税の均等割(一定の所得を超える場合に、納税していただく税金)とあわせて、1人当たり1000円(年額)を納税していただきます。森林環境税に係る税収は、町と北海道を通じて、国に払い込まれます。

次の表のとおり、震災対策事業などの財源を確保するため、地方税法の臨時特例法の施行に伴い、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に個人住民税均等割を町民税と道民税それぞれ500円引き上げられていたため、**令和5年度から納税額は変わりません。**

一人当たりの納税額(年額)

		令和5年度まで	令和6年度から
国税	森林環境税	-	1000円
道民税	均等割	1500円	1000円
町民税		3500円	3000円
納税額合計		5000円	